

景観配慮事項説明書【基本届出区域：都心景観形成区域（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 		
	<p>【上町台地景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接道部に空地を設け、緑化に努める。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 		
1 階 部 の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるよう形態意匠となるよう工夫する。 中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 		
	<p>【上町台地景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：都心景観形成区域（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。			色彩	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。				屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。				建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。					・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	
バルコニ 一等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <ul style="list-style-type: none">・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。			付属施設	・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観を損なうことのないものとするよう努める。				・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
材 料	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。				・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		
	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 <ul style="list-style-type: none">・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。・色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）			【大阪城景観配慮ゾーン】	【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		
色 彩	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 <ul style="list-style-type: none">・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。				【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。			植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		
					【上町台地景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。		
					【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：都心景観形成区域（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
植 栽	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。		
堀・柵	<ul style="list-style-type: none">主たる道路に面して、堀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
夜間景観	<ul style="list-style-type: none">照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：臨海景観形成区域（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 		
バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：臨海景観形成区域（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 			夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 				<ul style="list-style-type: none"> 公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 		
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 			<ul style="list-style-type: none"> 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 			
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 			<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 			<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 				<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 		
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 						
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 						
	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。 						
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 						
塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> 主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。 						
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 						

【自己評価】 ：十分配慮した ：配慮した ：非該当

景観配慮事項説明書【基本届出区域：一般区域（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 		
	<p>【上町台地景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接道部に空地を設け、緑化に努める。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 		
	<p>【上町台地景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 		
	<p>【大阪城景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 		
バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：一般区域（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		
	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色 彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		
	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。		
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		
	・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
付属施設	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		
植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないよう配置計画に努める。		
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		

景観配慮事項説明書【基本届出区域：一般区域（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		

【自己評価】 ：十分配慮した ：配慮した ：非該当

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：御堂筋地区（建築物）〕

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。ただし、敷地規模や敷地地形により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができます。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。		
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
高 さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		
間 口・建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m ² 以上となるよう努めるものとする。		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：御堂筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 			色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やパレコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。			【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">景観上主要な道路から見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。			屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
バ ル コ ニ 一 等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 			建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 			付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 		
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 			植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。			【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。		
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">景観上主要な道路から見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。			屏・柵	・当該街路に面して、原則、屏又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
	【夜間景観】 <ul style="list-style-type: none">照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。			夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：御堂筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		

【自己評価】 ：十分配慮した ：配慮した ：非該当

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：堺筋地区（建築物）〕

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 該当なし
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 		
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。 		
間 口・建築面積	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m²以上となるよう努めるものとする。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：堺筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 			建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 				<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 				<ul style="list-style-type: none"> テレビアンテナ等は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 			付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 		
バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 			植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 			屏・柵	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路に面して、原則、屏又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過程の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。 		
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 			夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 				<ul style="list-style-type: none"> 夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 				<ul style="list-style-type: none"> 公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 		
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 				<ul style="list-style-type: none"> 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 		

【自己評価】	◎：十分配慮した	○：配慮した	－：非該当
--------	----------	--------	-------

景観配慮事項説明書【重点届出区域：四つ橋筋地区（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1m以上（敷地面積が500m²を超えるものは2m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。		
	【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		
間口・建築面積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m ² 以上となるよう努めるものとする。		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：四つ橋筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 			色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 		
				【河川景観配慮ゾーン】	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 		
				屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
				建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
					<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 		
					<ul style="list-style-type: none"> テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 		
				付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 		
				植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 		
				【河川景観配慮ゾーン】	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。 		
				屏・柵	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路に面して、原則、屏又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。 		
				夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 						
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 						

景観配慮事項説明書【重点届出区域：四つ橋筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		

【自己評価】 : 十分配慮した : 配慮した : 非該当

景観配慮事項説明書【重点届出区域：なにわ筋地区（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ビロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドウの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。 		
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。 		
間 口・建築面積	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m²以上となるよう努めるものとする。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：なにわ筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 <p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やパレコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 <p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 <p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 			色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 <p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 		
パルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 			屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 			建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 		
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 			付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 		
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 <p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。 			屏・柵	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路に面して、原則、屏又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。 		
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 						

景観配慮事項説明書【重点届出区域：なにわ筋地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 		
	【河川景観配慮ゾーン】		
	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 		

【自己評価】 : 十分配慮した : 配慮した : 非該当

景観配慮事項説明書【重点届出区域：土佐堀通地区（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<p>＜なにわ筋～四つ橋筋＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <p>＜四つ橋筋～谷町筋（北側）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。 ただし、これにより難い場合は、1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <p>＜四つ橋筋～谷町筋（南側）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <p>・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。</p> <p>【上町台地景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接道部に空地を設け、緑化に努める。 <p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 <p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 <p>1階部の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：土佐堀通地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 1階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。 <p>【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。</p>			外 壁	<p>【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。</p>		
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。 			バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 		
間 口・建築面積	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m²以上となるよう努めるものとする。 			材 料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 <p>【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。</p> <p>・大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。</p> <p>【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。</p> <p>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。</p>			色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 <p>【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。</p>		
				屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
				建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
					<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 		
					<ul style="list-style-type: none"> テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：土佐堀通地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		
植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。		
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		

【自己評価】 ◎：十分配慮した ○：配慮した ー：非該当

景観配慮事項説明書【重点届出区域：国道2号地区（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 該当なし
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 		
間口・建築面積	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200m²以上となるよう努めるものとする。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 		
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none"> 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：国道2号地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		
	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色 彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		
	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		
	・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		
植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
	・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		

【自己評価】 ○：十分配慮した ○：配慮した 一：非該当

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：中之島地区（建築物）〕

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 上町台地 <input type="checkbox"/> 大阪城 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ）
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。		
	【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		
1階部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 <ul style="list-style-type: none"> 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 		

景観配慮事項説明書【重点届出区域：中之島地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄	項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。堂島川、土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。			屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。				・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	【道路景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。				・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <ul style="list-style-type: none">手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。			付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。				・御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。		
色 彩	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。			植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		
	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 <ul style="list-style-type: none">周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）				【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。		
色 彩	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 <ul style="list-style-type: none">外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。			夜間景観	・主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造となるなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 <ul style="list-style-type: none">主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。				・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
					・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
					・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		

景観配慮事項説明書〔重点届出区域：中之島地区（建築物）〕

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の敷地で河川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		

【自己評価】 ：十分配慮した ：配慮した ：非該当

景観配慮事項説明書【まちなみ創造区域：御堂筋デザインガイドライン地区（建築物）】

協議者・届出者 住所

氏名

① 景観特性の把握及び景観形成のコンセプト

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

（基準） 良好的な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

○計画地の状況

着眼点	計画地及び周辺の景観特性
景観に関する地域地区	<input type="checkbox"/> 該当あり 景観配慮ゾーン（ <input type="checkbox"/> 都心中央部 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 道路） その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 該当なし
立地特性や敷地の見え方	
周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観	
地域の歴史	

○計画の主旨

着眼点	計画の主旨
周辺のまちなみと調和のとれた建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構	

② 景観形成基準（建築物の建築等）

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 御堂筋側の壁面後退部のしつらえは、イチョウ並木の魅力を引き立てるよう配慮する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 		
1 階 部 の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 		
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、表情のある形態意匠となるよう工夫する。 		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 		
	<p>【道路景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 		

景観配慮事項説明書【まちなみ創造区域：御堂筋デザインガイドライン地区（建築物）】

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくく、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		
	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色 彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格Z8721に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		
	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		
屋外階段	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。		
	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをすると修景を工夫する。		
	・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		

項目	基 準	自己評価	配慮事項記入欄
付属施設	・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		
植 栽	【河川景観配慮ゾーン】 ・河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		
	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 ・御堂筋に面する空地や壁面後退部については、御堂筋のイチョウ並木を引き立たせ、質の高い緑空間の確保に努める。		
塀・柵	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めや周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。		
	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。			
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。			
	【河川景観配慮ゾーン】 ・土佐堀川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないよう工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		